

東京清瀬市みつばちプロジェクト ブラッドオレンジ白あんジェラート

これまで東京清瀬市みつばちプロジェクトでは、令和2年に「はちみつチーズジェラート」、翌年には第2弾として「ブルーベリーアーモンドミルクジェラート」を発表してきました。そして今回待望の第3弾として「ブラッドオレンジ白あんジェラート」が完成し、現在、数量限定で販売しています。ぜひ、ご賞味ください。

【販売価格】1個399円(税込み・115[≒]115円) 【販売店舗】市内及び東久留米市内のセブン-イレブン計15店舗(清瀬元町1丁目店、清瀬元町2丁目店、清瀬駅北口店、清瀬駅南口店、清瀬梅園2丁目店、清瀬中清戸5丁目店、清瀬下宿2丁目店、清瀬中里5丁目店、清瀬野塩1丁目店、清瀬野塩4丁目店、KOYO複十字病院店(複十字病院内)、東久留米南町2丁目店、東久留米八幡町3丁目店、東久留米中央町2丁目店、東久留米駅北口店) 【特別販売】新宿高島屋ジェラテリア・パンチェーラでは6月29日(木)から200個限定で特別に販売 ☎建築管財課管財係 ☎042-497-1841



商品のポイント&皆さまへのメッセージ

ジェラテリア・パンチェーラを運営する「ジェラートル」代表 藤巻貴宣 氏

夏に楽しむイタリアンジェラート

開発テーマは「夏に楽しむイタリアンジェラート」です。ブラッドオレンジの酸味を抑えるために白あんを使うことで、酸味をすべてなくすのではなく、ブラッドオレンジ特有の天然の酸味や苦みをほどよく残すことができました。また、清瀬市役所産はちみつ「Kiyohachi」を加えることで、ジェラート全体にコクを与えています。厳選したシチリア産のブラッドオレンジ、白あん、清瀬市役所産はちみつ「Kiyohachi」、3種の異なる素材が絶妙に混ざり合う新食感のおいしさをお楽しみください。乳製品を使用していませんので、さっぱりとした後味も特徴です。子どもからおとなまで、幅広くお楽しみいただけます。

豊かな自然環境を多くの方に

おかげさまで、清瀬市役所産はちみつ「Kiyohachi」を使ったジェラートは、3作目となりました。私は生まれ育った清瀬がとても好きです。ジェラートを通じて清瀬市役所の屋上ではちみつが収集されていることや、清瀬の豊かな自然環境のことを、多くの方に知っていただくきっかけ作りになれば良いと思います。また、ジェラートルでは日ごろからSDGsの取り組みを積極的に行っており、今回販売をするジェラートの売上金の一部は公益財団法人結核予防会へ寄付を行い、日本と世界から結核をなくすための支援活動を、微力ながらお手伝いしたいと思っています。

売上金の一部を公益財団法人結核予防会の複十字シール募金へ寄付します

複十字シール運動イメージ
キャラクター「シールぼうや」

結核は世界の死亡原因トップ10の一つであり、世界で年間160万人が死亡していると推定されています。そんな結核と清瀬は深い関わりがあります。昭和6年に東京府立清瀬病院が建てられたのに続いて次々と結核療養所ができ、最も多い時期の入院患者は5,000人を超えて

いたと言われています。現在、市内には公益財団法人結核予防会の結核研究所があり、結核の研究や研修、国際協力の事業が続けられています。こうした結核と闘ってきた歴史を踏まえ、本ジェラートの売上金の一部を公益財団法人結核予防会へ寄付します。

令和4年度後期高齢者医療制度

◆後期高齢者医療制度の保険証

現在お使いの保険証(オレンジ色)の有効期限は令和4年7月31日までです。令和4年8月1日から使用する新しい保険証(藤色)を7月12日(火)に簡易書留で発送します。なお、今年度は令和4年10月からの窓口2割負担の導入に伴い、すべての方の保険証の有効期限が令和4年9月30日までとなっていますので、ご注意ください。10月以降お使いいただく保険証は9月中に発送します。

◆後期高齢者医療保険料

今年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月14日(木)に発送します。

◆自己負担の割合

医療費などの自己負担の割合は右表1のとおりです。自己負担の割合は前年の所得の状況に応じて毎年見直されるため、有効期限前でも自己負担の割合が「1割」から「3割」、または「3割」から「1割」に変更になることがあります。世帯全員が住民税非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、負担割合が3割負担で現役並み所得1・2に該当す

る方は「限度額適用認定証」の交付(要申請)を受けることができます。すでに認定証をお持ちの方で、今年度も基準に該当する方には、7月下旬に新しい認定証を普通郵便で発送します。

※確定申告期限の延長期間内に申告を行った方がいる世帯の場合、保険証の負担割合、認定証の負担区分、保険料額が変更となる場合があります。変更となった際は、改めて通知します。

◆基準収入額適用申請の省略

医療費などの自己負担の割合が3割の方のうち右表2のいずれかの条件を満たす方は、申請により1割負担となります。これまでは毎年必ず申請が必要でしたが、今回から対象の方が右表2の条件を満たすことを市で確認できる場合は、申請不要となります。そのため、例年7月上旬に送付していた申請書は発送せず、7月中旬に軽減後の保険証を発送します。

☎保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

表1 自己負担の割合

負担割合	負担区分	判定基準
3割 (同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のなかに住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合)	現役並み所得3	住民税課税所得が690万円以上の方がいる世帯の方
	現役並み所得2	住民税課税所得が380万円以上の方がいる世帯の方
	現役並み所得1	住民税課税所得が145万円以上の方がいる世帯の方
	一般	現役並み所得者、住民税非課税世帯に該当しない方
1割 (同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも145万円未満の場合)	住民税非課税など	区分2 世帯の全員が住民税非課税で、区分1に該当しない方 区分1 (1)世帯の全員が住民税非課税、年収80万円以下でその他の所得がない方 (2)世帯の全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方

表2 基準収入額の適用判定基準

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準 令和3年1月～令和3年12月までの収入
世帯に1人	収入が383万円未満(ただし383万円以上でも、同世帯に国民健康保険または会社の健康保険など他の医療制度に加入の70歳～74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満)
世帯に複数名	収入合計額が520万円未満

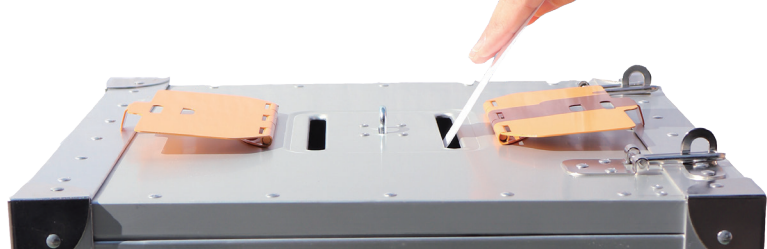
7月10日(日)は参議院議員選挙の投票日です

7月10日(日)は、参議院議員選挙の投票日です。よりよい国づくりのための私たちの代表となる国会議員を選ぶ大切な選挙です。貴重な1票を投じましょう。当日、用事があって投票所に行くことができない方は、期日前投票をご利用ください。また、混雑緩和策として、期日前投票の積極的な活用をお願いします。

【投票日時】7月10日(日)午前7時～午後8時

【期日前投票所】清瀬市役所＝6月23日(木)～7月9日(土)午前8時30分～午後8時、生涯学習センター＝7月5日(火)～7月8日(金)午前9時30分～午後9時 ☎選挙管理委員会事務局 ☎042-492-5111 (代表)

※詳しくは市報きよせ選挙特集号(6月に配布)をご確認ください。



義務教育就学児医療費助成制度の申請はお済みですか？

6月15日号に掲載した際、下線部の表記が誤っていましたので再度掲載します。

令和4年10月1日以降に有効な義務教育就学児医療費助成制度医療証(マル子医療証)については、令和3年中の収入額・控除額・扶養人数等を基に審査を行います。所得制限額の超過によりマル子医療証の資格がなかった方で、所得額が所得制限内(右表参照)になった方は、新たに交付申請が必要です。交付を希望される方は、申請期間内に申請してください。

【申請期間】6月15日(水)～8月31日(水)。申請期間経過後も随時受け付けしますが、助成開始日が遅れる場合がありますので、ご注意ください 【必要書類】①乳幼児・義務

教育就学児医療費助成制度医療証交付申請書(窓口またはホームページからダウンロードできます) ②来庁者の身元が確認できる書類(マイナンバーカード・運転免許証など) ③対象児童の健康保険証(郵送の場合は健康保険証の写し) ☎子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

所得制限額

扶養親族等人数	所得制限額(円)
0人	6,220,000
1人	6,600,000
2人	6,980,000
3人	7,360,000
4人	7,740,000
5人	8,120,000
6人	8,500,000

納税にご協力を

■夜間納税・納税相談 ☎ 7月27日(水)・28日(木)午後8時まで
■日曜納税・納税相談 ☎ 7月31日(日)午前9時～午後4時■土曜納税・納税相談 ☎ 7月9日(土)午前9時～正午
☎ いずれも市役所徴収課窓口 ☎ 徴収課徴収係 ☎ 042-497-2045